

**国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局  
福岡視力障害センター福祉サービス事業運営規程**

(目的)

第1条 この規程は、国が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（以下「法」という。）第83条第1項に基づき設置運営する国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター（以下「施設」という。）が行う、法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、施設の職員（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な支援サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、法に定める内容のほか、関係法令を遵守し、利用者が自立した社会生活又は日常生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性、その置かれている環境等に応じて必要な支援を行うものとする。

- 2 従業者は、施設障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように懇切丁寧に説明を行う。
- 3 施設は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 国立障害者リハビリテーションセンター  
自立支援局福岡視力障害センター
- 二 所在地 福岡県福岡市西区今津4820番地の1

(提供するサービスの種類及び定員)

第4条 施設が提供するサービスの種類及び定員は、次のとおりとする。

- |                |     |
|----------------|-----|
| 一 就労移行支援（養成施設） | 60名 |
| 二 自立訓練（機能訓練）   | 10名 |
| 三 施設入所支援       | 70名 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・専従1名）

管理者は所長とし、施設の管理者として、従業者及び業務の管理その他を総括的に行う。

また、従業者に法令を遵守するために必要な指揮命令を行う。

二 サービス管理責任者 5名（常勤・専従5名）

サービス管理責任者は、利用者に係るアセスメント、施設サービス計画（個別支援計画）の作成、モニタリングなどのサービス提供プロセスの管理及びサービス提供従事者に対する指導等のサービス管理を行う。

三 職業指導員 18名（常勤・専従11名 非常勤・専従7名）

職業指導員は、就労移行支援（養成施設）における理療教育に関する教育及び訓練を行う。

四 歩行訓練士 5名（常勤・兼務5名）

歩行訓練士は、自立訓練（機能訓練）における視覚障害者に対する歩行、コミュニケーション及び日常生活訓練を行う。

五 生活支援員 5名（常勤・兼務5名）

生活支援員は、就労移行支援並びに自立訓練（機能訓練）における利用者の日常生活における相談及び助言等を行う。

六 看護師 1名（常勤・専従1名）

看護師は、利用者の健康管理・指導を行う。

七 栄養士 1名（常勤・専従1名）

栄養士は、利用者の食事に関する栄養管理・指導を行う。

八 調理師 4名（常勤・専従4名）

調理師は利用者の食事の調理を行う。

九 その他の従業者 14名（常勤・兼務6名 非常勤・兼務8名）

その他の従業者は、事業運営に必要な事務等を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（サービスを提供する主たる対象者）

第7条 サービスを提供する対象者は、次のとおりである。

一 就労移行支援（養成施設）

視覚障害者

二 自立訓練（機能訓練）

視覚障害者

三 施設入所支援

前各号の訓練を受ける者のうち単身で生活が困難な者又は地域の社会資源の状況から通所することが困難な者

（サービスの種類ごとの内容）

第8条 就労移行支援（養成施設）の内容は次のとおりとする。

- 一 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）及びその他の法令等に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の受験資格取得に必要な教育及び技能の習得
- 二 職場見学実習その他の活動の機会の提供
- 三 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- 四 関係機関との連携による求職活動に関する支援
- 五 オンライン授業による在宅支援
- 六 その他必要な支援

2 自立訓練（機能訓練）の内容は次のとおりとする。

- 一 自立した日常生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上のための訓練
- 二 生活等に関する相談及び援助
- 三 訪問による生活能力向上のための訓練
- 四 その他必要な援助

3 施設入所支援の内容は次のとおりとする。

- 一 夜間における居住の場の提供
- 二 食事の提供
- 三 生活等に関する相談及び援助
- 四 その他必要な援助

（利用者から受領する費用及びその額）

第9条 利用者へのサービス提供に係る費用は、厚生労働大臣が定める基準により各区市町村長が定めた額とする。そのうち利用者負担額は利用者から支払を受け、残額を各区市町村から代理受領する。

2 法定代理受領を行わないサービスを提供した場合は、利用者から法第29条第3項の規定により算出された訓練棟給付費及び介護等給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 前2項のほか、次の各号に掲げる費用は、利用実績に応じて算出した実費相当額について、利用者から支払いを受けるものとする。

一 食費 朝食385円、昼食619円、夕食669円

二 光熱水費 103円（日額）

4 前3項の費用及びその他、利用者から金額の支払いを受ける場合には、利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 事業の実施地域は、全国を対象とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、常時医療機関において入院治療を要しない者とする。

2 利用開始後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、利用契約を解約しサービス利用の提供を中止することができる。

3 サービス利用の中止に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、必要な援助を行う。

（緊急時における対応方法）

第12条 従業者は、サービスを提供中に利用者の病状に急変が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 従業者は、サービスを提供中にその他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者に報告し必要な措置を講ずるとともに、都道府県及び市町村、当該利用者の家族に連絡する等の措置を講ずる。

（非常災害対策）

第13条 管理者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

（苦情解決）

第14条 施設は提供するサービスに関する利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他苦情解決に関する必要な措置を講じ、利用者に苦情の解決について必要な説明を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者は所長とする。
- (2) 虐待防止のための対策及び身体拘束等の適正化について検討する虐待防止委員会を設置する。
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 苦情解決及び虐待の防止等を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。
- 3 従業者は、他の事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者から同意を得るものとする。
- 4 利用者に対するサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずる。
- 5 従業者は、利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。  
緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、同意書を作成するとともに、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
- 6 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努めるとともに、各サービスの提供をするのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に努めるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月8日から施行する。

